

福岡県公報

平成31年3月12日
第4075号

目次

告示 (第164号 - 第169号)

- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 1
- 卸売業務の廃止の届出 (園芸振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 平成31年二級建築士及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 3

公安委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活保安課) 5

告示

福岡県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例

によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像介126	崎村医院	宗像市東郷1168番地1	H 30・12・28
京介歯63	森山歯科医院	築上郡築上町大字西八田2451-4	H 30・12・31
大居185	株式会社WIT介護サービス	大牟田市大字歴木1309-16	H 30・11・30
大野支6	ケアプランセンターヒーリング	大野城市下大利四丁目7-15	H 30・11・30
田川居97	デイケアひこさん	田川郡添田町大字中元寺844-14	H 30・11・30

福岡県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介訪1	ささぐり訪問看護ステーション	糟屋郡篠栗町大字篠栗5017	糟屋郡篠栗町大字金出3553	H 29・10・28
田介訪7	医療法人昌和会訪問看護ステーションであい	田川市大字弓削田3237	田川市大字弓削田940-1	H 30・12・29

田居173	リハビリ訪問看護ステーションすばる	田川市大字川宮1352-4	田川市大字弓削田341-1	H 30・12・9
大支71	親仁会ケアプランセンター	大牟田市大字唐船2081-306	大牟田市大字歴木4-51 米の山ふれあいセンター2F	H 31・1・1
田居55	未来ケアサービス	田川市大字川宮1656-6 OAビル106号	田川市大字伊田1516-1-2 MKハイツ上伊田 MK-2	H 31・1・1
筑居52	デイサービスばれはれ	筑後市大字西牟田1885-3	筑後市大字西牟田3573-2	H 29・9・26
北居48	ささぐりホームヘルプサービス	糟屋郡篠栗町大字篠栗5017	糟屋郡篠栗町大字金出3553	H 29・10・28
田居244	ヘルパーステーションあい田川	田川郡福智町赤池970-68	田川市大字糺2303-4 コーモド桜ヶ丘A 1-2	H 30・1・1

福岡県告示第166号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように平成31年2月12日付けで卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
甘木青果地方卸売市場	朝倉市牛木700番地	青果部	株式会社中央青果市場 代表取締役 杷野 二三	平成31年2月10日

福岡県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	水 田 川 線	前	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	5.9 ～ 11.3	1,735.0
			後	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	7.7 ～ 13.5	1,735.0
			後	筑後市大字下北島1139番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	5.9 ～ 13.0	1,748.0

福岡県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年4月福岡県告示第630号芦屋都市計画下水道事業芦屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
芦屋町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
遠賀広域都市計画下水道事業芦屋町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年4月1日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

平成25年4月福岡県告示第630号の事業地に同じ

- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第169号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市佐田字爪ノ平2513の3、2513の4、2513の6（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
（第1工区）糟屋郡新宮町大字的野字穴釜45番8、45番13、45番29、45番49から45番55まで及び47番2並びに大字立花口字石切146番30から146番32まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町大字立花口146番地

公益財団法人新宮霊園

代表理事 新井 康夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市水城二丁目460番1、460番3から460番6まで、460番9、460番10、461番1、461番2、1025番1及び1025番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
柳川市三橋町枝光369-5
株式会社ランテル
代表取締役社長 高木 英彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市山田字五舛田2276番5、2278番1及び2279番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
朝倉市宮野1926番地1
宮地鉄工株式会社
代表取締役 宮地 栄一

公告

平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成31年7月6日現在、木造建築士試験にあつては平成31年7月27日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を3年以上有するもの
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

- ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成29年及び平成30年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。
- ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

- ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成31年7月7日（日曜日） 午前10時00分～午後5時10分	福岡市
設計製図の試験	平成31年9月15日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成31年7月28日（日曜日） 午前10時00分～午後5時10分	福岡市
設計製図の試験	平成31年10月13日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市

3 受験の申込手続

(1) 受付場所における受験申込み

- ア 受験申込書は、ウの受付場所に直接提出すること。
- イ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の振込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。
- ウ 受験申込みの受付期間等

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成31年4月18日（木曜日） ～同月22日（月曜日）	午前10時00分～午後5時00分	福岡市博多区博多駅東三丁目14-18 福岡建設会館703会議室

(2) インターネットによる受験申込み

- ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。
- イ 詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）を確認すること。
- ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
平成31年4月8日（月曜日）～同月15日（月曜日）	受付開始日の午前10時00分～受付終了日の午後4時00分

(3) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の①又は②に該当する者に限り行うことができる。

- ① 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に受験票又は合否の通知書を貼付しているもの
- ② 離島その他遠隔地で直接申込書を持参できない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付しているもの

イ 受験申込書は、エの送付先に簡易書留郵便で送付すること。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の振込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送付先
平成31年4月1日（月曜日）～同月15日（月曜日）	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成31年8月27日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月10日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月5日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東二丁目9-1）及び公益社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東三丁目14-18）の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第44号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（以下「処分基準」という。）の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成31年3月12日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（平成31年福岡県条例第18号）の制定等に伴い、処分基準の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成31年2月28日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。